

No	33	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	市民との協働による河川環境管理
-----	-----------------

担当部局	国土交通省河川局河川環境課
------	---------------

施策の概要	<p>近年、地域住民の市民活動への参加意欲の高まりや、個性豊かな地域づくりの気運の高まり等を受けて、市民団体等の活動に対する社会的機運が高まっている。</p> <p>また、全国各地の河川においても、環境保全活動、学校教育を含めた学習活動、川を活かしたまちづくり活動等、様々な分野において多くの市民団体等が活動を行うようになってきている。</p> <p>河川行政としても、市民団体等との連携は、市民の河川愛護精神の醸成や地域のニーズに応じたきめ細かい河川管理の実施に資するものであり、今後とも一層の取り組みが期待される場所である。</p> <p>具体例としては、河川アドプトプログラムとして市民団体等と連携し、河川清掃などが行われている。河川管理者がゴミ袋、軍手等の支給、地元自治体がゴミの回収、市民団体等が清掃を実施するなど、各自役割分担を決めて実施している。</p> <p>なお、平成17年4月から河川局ホームページ上に、「市民と連携した活動事例」を掲載しており、その中で、市民団体等の活動内容、協力自治体の支援内容等を紹介している。(http://www.kasen.or.jp/katsudoujirei/)</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成20年度、瀬戸内海関係地域では、中国地方で旭川、四国地方で吉野川、那賀川、肱川、重信川、土器川の6河川で354団体が、行政と連携し河川に放置されているゴミ清掃等の河川美化活動を毎年実施している。</p>
----------------	--



進捗状況を示すデータ														
項目1											単位	団体	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20					
	91	140	294	315	331	347	366	368	354					
項目2											単位		対象地域	
年度														
項目3											単位		対象地域	
年度														

No	34【新規】	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	再掲箇所番号	-

施策名	海岸漂着物対策処理推進法
-----	--------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課海岸漂着物対策室
------	------------------------

施策の概要	海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制を図るため、平成21年7月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が議員立法によって成立したところであり、施策の着実な施行に努める。
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	全国の施策と同様
----------------	----------

進捗状況を示すデータ															
項目1											単位	対象地域			
年度															
項目2											単位	対象地域			
年度															
項目3											単位	対象地域			
年度															

No	35	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	再掲箇所番号	-

施策名	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)
-----	--------------------------------

担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課
------	-----------------

施策の概要	平成21年度より、都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業や、都道府県や市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業等に対する支援を行っている。なお、事業期間は～平成23年度末まで。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内地域の大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県において、今後策定される海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画を踏まえ、基金による海岸漂着物の処理回収や普及啓発に関する取り組みが進められる予定。
----------------	--

進捗状況を示すデータ 現在取りまとめ中

項目1											単位	対象地域				
年度																
項目2											単位	対象地域				
年度																
項目3											単位	対象地域				
年度																

No	36	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 5 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり
-----	---------------------

担当部局	農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省港湾局海岸・防災課、河川局海岸室（下線部局：取りまとめ担当）
------	---

施策の概要	生態系や自然景観等に配慮した海岸の整備として、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松）」を実施している。
	<p>○エコ・コースト事業 ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって、重要な生息場所等になっている海岸や、自然景観との調和を図る必要がある海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業。 さらに、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の意見の聴取、パイロット工区における住民団体等の参画によりモニタリングの実施及びその結果等を踏まえた施設の整備を行う事業や、既に海岸保全施設が整備され、防護機能が確保されている海岸において、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の参画により、生態系に配慮した既存海岸保全施設の改良を実施する事業。</p> <p>○自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松） 海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防砂林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う事業。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○エコ・コースト事業 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに9箇所を選定している。 うち、平成21年12月末で4箇所実施中。45箇所完了済み。</p> <p>実施中……白石島漁港海岸【岡山県】、東播海岸【兵庫県】、徳山下松港海岸【山口県】、竹原港海岸【広島県】 完了済……横江漁港海岸【岡山県】、天神海岸【岡山県】、児島港海岸【岡山県】、下関港海岸【山口県】</p> <p>○自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松） 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに2箇所を選定している。 うち、2箇所完了済み。</p> <p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ													
項目1										単位		対象地域	
年度													
項目2										単位		対象地域	
年度													
項目3										単位		対象地域	
年度													

No	38	再掲No	75
該当箇所番号	3 - 2 - 5 -	再掲箇所番号	3 - 13 -

施策名	海岸景観形成ガイドラインの概要
-----	-----------------

担当部局	農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省港湾局海岸・防災課、河川局海岸室（下線部局：取りまとめ担当）
------	---

施策の概要	<p>○海岸景観形成ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全事業においては、津波・高潮災害の防止が第一の事業目的となることから、大規模構造物やコンクリート構造物等の景観にも大きな影響を及ぼす施設整備が実施されることが少なくない。また、浜辺等の水際線空間は人々にとって貴重なオープンスペースであることから、市民からはマリレジャー等の空間利用の観点からの利便性向上を求められることも少なくない。 ・その一方で、こうした事業の実施箇所は海岸景観の主要な構成要素である砂浜や岩礁、水面等であって、景観上の影響は広範囲に及ぶことから、事業実施にあたっては景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図る必要がある。 ・こうした状況に鑑み、本ガイドラインは、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示しており、今後の海岸事業の実施にあたってはこのガイドラインを活用し、海岸景観の調和が図られるように努めているところ。
	<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	40					再掲No	79					
該当箇所番号	3	—	3	—	1	—	再掲箇所番号	3	—	13	—	—

施策名	第6・7回自然環境保全基礎調査〈生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要〉											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター											
------	---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>1)「自然環境保全基礎調査」は、全国的観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎的資料を整備するため、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年ごとに実施している。この調査は一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、過去30年間にわたり実施され、第7回目の調査を進めている。</p> <p>2)「浅海域生態系調査」を自然環境保全基礎調査の一環として生物多様性の保全上重要な湿地の内、浅海域における藻場・干潟に関する調査を全国統一手法を用いて平成14年度から実施し、生物相の基礎的情報の整備を行っている。</p> <p>①干潟調査 全国の干潟約160箇所について、底生動物の種と個体数の多寡、干潟表面の植生や底質の状況の調査を実施。現地調査は平成16年度をもって終了した。その後、補完調査及び取りまとめ・解析を経て、平成19年に調査結果を発表した。</p> <p>②藻場調査 全国の藻場約120箇所を対象に、海草・海藻類の生育状況、葉上動物相の調査を実施している。現地調査は平成18年度をもって終了し、平成19・20年度にとりまとめを行い、調査結果を発表した。</p>											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1)干潟調査 全国約160箇所の内瀬戸内海関係地域には32箇所の調査地を設け、底生動物等の調査を実施。平成19年に調査結果を発表した。この中で、調査地点ごとに生物相の概要を報告している。</p> <p>2)藻場調査 全国約120箇所の内瀬戸内海関係地域には約10箇所の調査地を設け、海草・海藻類の生育状況、葉上動物相の調査を実施している。この中で、調査地点ごとに藻場の生物相の特徴等を報告している。</p>											
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

進捗状況を示すデータ		現在取りまとめ中														
項目1											単位		対象地域			
年度																
項目2											単位		対象地域			
年度																
項目3											単位		対象地域			
年度																

No	41				再掲No	なし				
該当箇所番号	3	—	3	—	1	—	再掲箇所番号	—	—	—
施策名	港湾における干潟・藻場等の再生事業の概要									
担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課									
施策の概要	<p>「第三次生物多様性国家戦略」や「21世紀環境立国戦略」等を踏まえ、港湾空間における水環境の改善、自然環境の保全・再生・創出を図る。</p> <p>○港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用して、汚泥上への覆砂や干潟・藻場等の創出を行うことにより、多様な生物の生息が可能となり、閉鎖性海域における水環境の改善、自然環境の保全・再生・創出を行う。</p>									
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>①周防灘における覆砂 (1)事業の概要 底質が悪化した苅田港周辺において、関門航路の浚渫により発生する土砂を有効活用して、良質な土砂で海底を覆う「覆砂」を実施し、底質からの有機物の溶出抑制、水質及び底質の浄化改善、赤潮の抑制など、「きれいな海の回復」「生物相の回復」を図る。 ○整備内容: 覆砂75ha ○事業期間: 平成5年度～平成20年度 ※平成21年度より環境モニタリング調査を実施。</p> <p>(2)事業の効果 CODに溶出量削減効果による浄化機能により、水質の改善がなされている。 覆砂による底質改善及び生物多様性の効果が出ている。若干泥の堆積があるものの覆砂の効果は概ね持続している。</p> <p>②尾道糸崎港における干潟・藻場の創出 (1)事業の概要 浚渫工事により発生する土砂を活用した干潟・藻場の造成を行い、豊かな生態系を創出するとともに、水質等の改善を図るものである。 ○整備内容: 干潟66ha ○事業期間: 昭和59年度～平成20年度 ※平成21年度より環境モニタリング調査を実施。</p> <p>(2)事業の効果 大規模なアマモ場の再生が確認されており、魚介類の産卵場、幼稚魚の餌場、隠れ場として重要な役割を果たしている。また、地域住民にとっても、豊かな自然を感じさせる重要な空間になっている。</p>									
進捗状況を示すデータ										
項目1								単位	対象地域	
年度										
項目2								単位	対象地域	
年度										
項目3								単位	対象地域	
年度										

①周防灘における覆砂



②尾道系崎港における干潟・藻場の創出(海老地区)



No	42	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -	再掲箇所番号	- - -

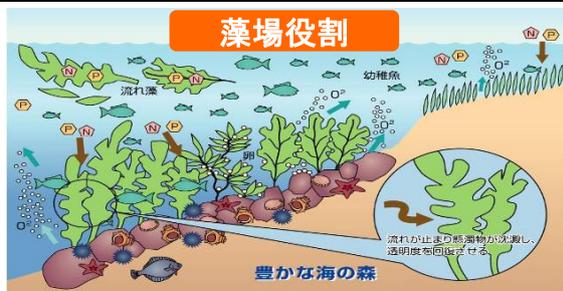
施策名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について
-----	------------------------------------

担当部局	環境省自然環境局野生生物課
------	---------------

<p>施策の概要</p>	<p>1) 鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、鳥獣保護法とする)第28条1項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域が指定される。鳥獣保護区には、環境大臣が指定するものと、都道府県知事が指定するものがある。また、鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域については、鳥獣保護法第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区として指定することができる。</p> <p>2) 鳥獣保護区内では、狩猟による鳥獣の捕獲は禁止される。</p> <p>3) 特別保護地区内では、工作物の新築、改築または増築、水面の埋め立てまたは干拓、木竹の伐採等鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼす行為は、国指定鳥獣保護区については環境大臣、都道府県鳥獣保護区については都道府県知事の許可が必要である。</p> <p>4) 平成21年12月末現在、国指定鳥獣保護区は全国に73箇所(565,471ha)が指定され、うち特別保護地区は58箇所(146,421ha)が指定されている。</p>
--------------	---

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	<p>◎国指定浜甲子園鳥獣保護区及び同特別保護地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地:兵庫県西宮市 ・指定年月日:昭和53年11月1日 ・面積:30ha(うち特別保護地区は、12ha) ・当該区域の自然環境及び指定目的: <p>当該区域は、大阪湾に注ぐ鳴尾川河口西部に位置する約1.5haの干潟と地先の水域を含んでいるが、この干潟は、大阪湾に残存する数少ない干潟のひとつである。ゴカイ、イソガイ等の海棲底生生物が豊富なため、シギ・チドリ類の重要な餌場であることから、オバシギ、キアシシギ、オオソリハシギ等多くのシギ・チドリ類の集団渡来地となっている。また、カモ類やカモメ類の渡来地としても重要である。このように、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌場として利用されていることから、鳥獣保護区に指定し、渡り鳥の保護を図っている。</p>
-----------------------	--

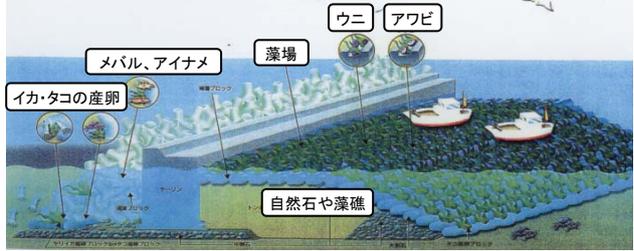
項目1											単位		対象地域				
年度																	
項目2											単位		対象地域				
年度																	
項目3											単位		対象地域				
年度																	



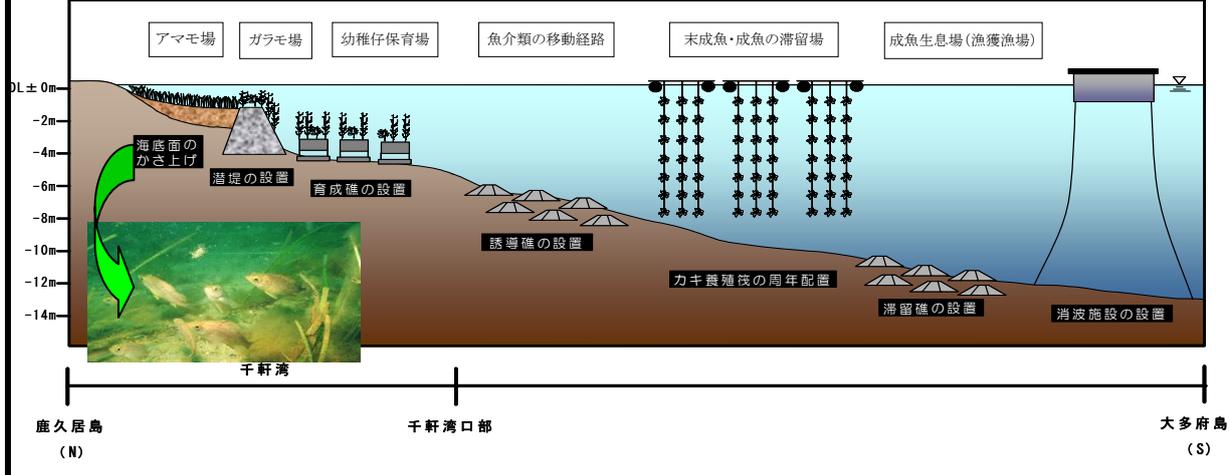
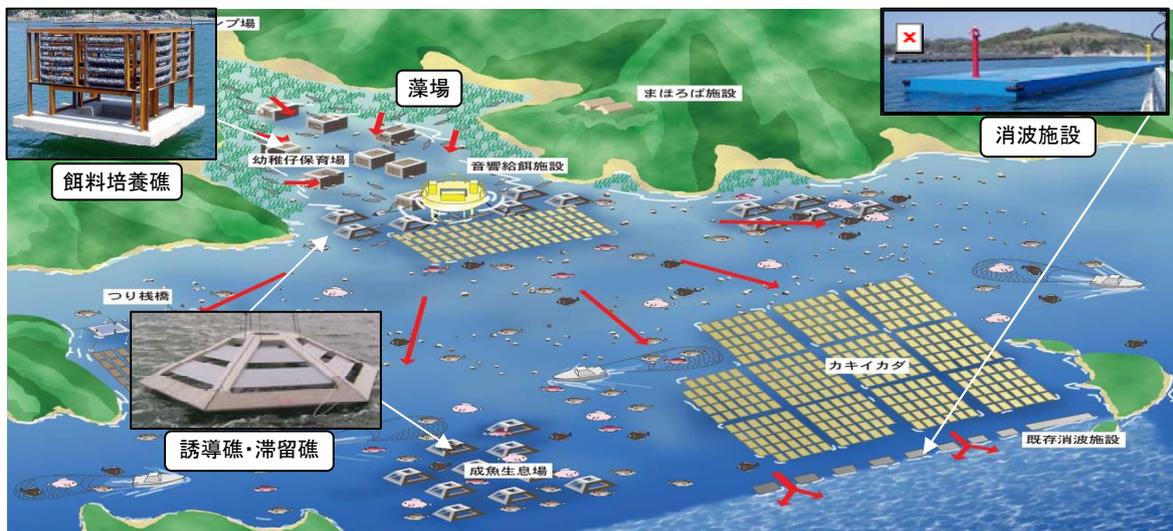
産卵礁・餌料培養礁の事例



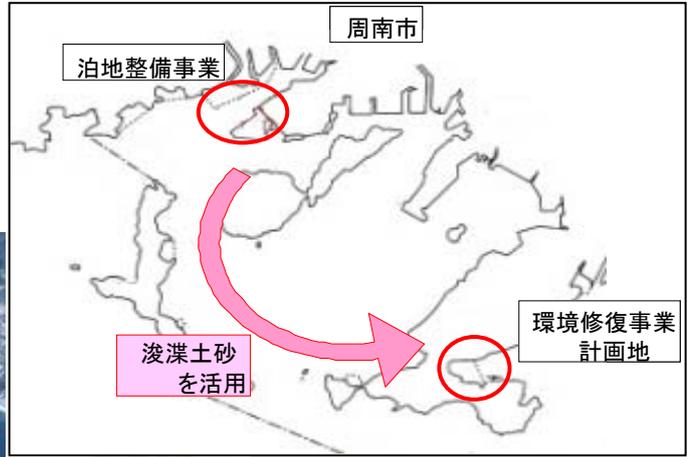
自然環境に配慮した漁港整備



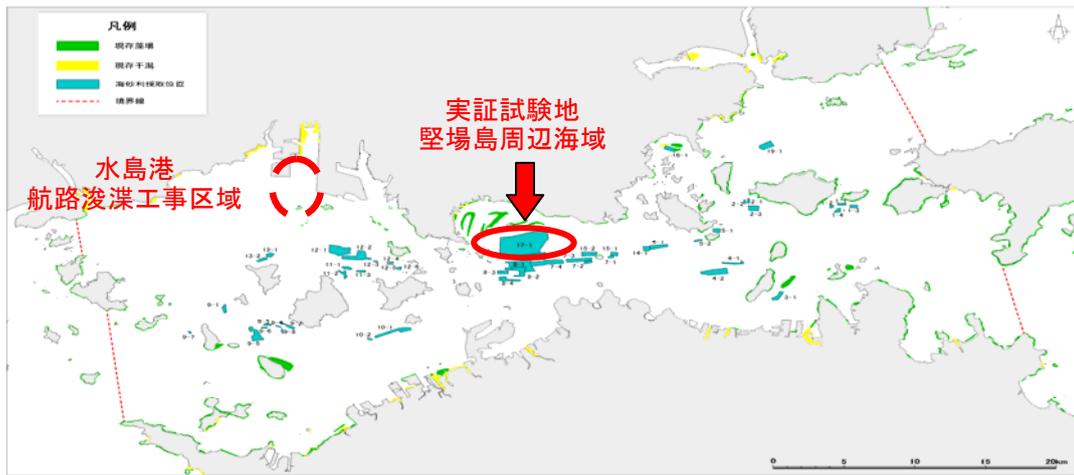
瀬戸内海関係地域での実施事例(岡山県東備地区)



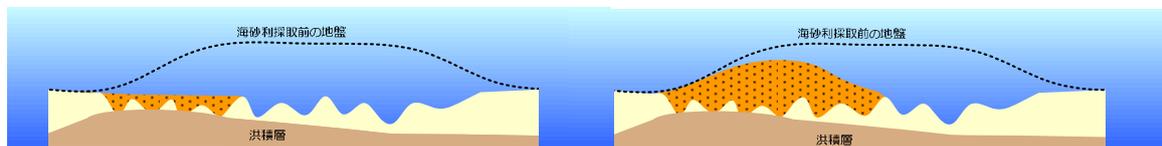
【徳山下松 大島干潟】



【備讃瀬戸における現地実証実験】



現地実証試験実施海域



現地実証実験施工イメージ

No	47	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -	再掲箇所番号	3 - 13

施策名	重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)
-----	------------------------------------

担当部局	環境省自然環境局生物多様性センター
------	-------------------

<p>施策の概要</p>	<p>1)生物多様性センターは、第2次生物多様性国家戦略に基づき、平成15(2003)年度から「重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)」を実施している。モニタリングサイト1000は、全国の様々なタイプの生態系について、合計1000カ所程度の調査地点で継続して生態系の指標となる生物種の個体数の変化等のデータを収集していくというもので、得られたデータや解析結果は、ホームページ等を通じて提供することとし、調査データが幅広く活用されることを期待するものである。</p> <p>2)モニタリングサイト1000の一環として以下の各調査を実施している。</p> <p>①沿岸域調査 平成20年度より調査を開始し、全国にある磯、干潟、アマモ場及び藻場、合計約20サイトにおいて、調査を実施している。各景観の主な指標生物群等として、磯で岩表面の動植物、干潟で底生動物、アマモ場で海草と底生動物、藻場で海藻のデータを収集している。</p> <p>②サンゴ調査 平成16年度より調査を開始し、全国約20サイトにおいて調査を実施している。サンゴ礁生態系の指標生物群等として、サンゴの生育状況(被度、生育型、白化率等)、オニヒトデ・サンゴ食巻貝、大型定着性魚類の生息状況(個体数、優占サイズ等)、物理環境(水温、地形、底質、SPSS(底質中懸濁物質含有量))等のデータを収集している。</p> <p>③シギ・チドリ類調査 平成16年度より調査を開始し、全国約120サイトにおいて調査を実施している。干潟生態系の指標生物群として、シギチドリ類並びに希少種のズクロカモメ、クロツラヘラサギ、ヘラサギ及びツクシガモの個体数変動のデータを収集している。</p>
--------------	--

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	<p>1)沿岸域調査 全国約20サイトの内、瀬戸内海関係地域では、干潟、アマモ場及び藻場について、各々1箇所ずつのサイトがある。</p> <p>2)サンゴ調査 全国約20サイトの内、瀬戸内海関係地域では1箇所のサイトの一部が重複する。</p> <p>3)シギ・チドリ類調査 全国約120サイトの内、瀬戸内海関係地域では23箇所のサイトがある。</p>
-----------------------	---

進捗状況を示すデータ 現在取りまとめ中

項目1	単位	対象地域
年度		
項目2	単位	対象地域
年度		
項目3	単位	対象地域
年度		

No	48	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 3 - 2 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出
-----	---------------------

担当部局	農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省港湾局海岸・防災課、河川局海岸室（下線部局：取りまとめ担当）
------	---

施策の概要	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出を目的に「渚の創生」を実施している。
	<p>○渚の創生</p> <p>一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る事業。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	○渚の創生 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに1箇所を選定し、事業完了している。
	完了……屋釜海岸【香川県】

進捗状況を示すデータ															
項目1										単位		対象地域			
年度															
項目2										単位		対象地域			
年度															
項目3										単位		対象地域			
年度															

No	51【終了】			再掲No	なし
該当箇所番号	3	—	4	—	再掲箇所番号
再掲箇所番号	—	—	—	—	—
施策名	瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の概要について				
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室				
施策の概要	<p>瀬戸内海における海砂利採取の実態を把握するとともに、長年にわたる海砂利採取が水質・底質、地形、生態系をはじめとする瀬戸内海の環境に及ぼしてきた影響を明らかにすることを目的に平成6年から平成13年にかけて「瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査」を実施した。</p> <p>1. 調査項目及び結果</p> <p>①濁りの発生等水質の変化 砂利採取船から排出される余水の拡散は潮流の強弱や底質の底泥率、採取船の運転状況等によりかなりの差が生じていた。pH、COD、溶存酸素濃度及び栄養塩類(窒素・磷)等について、余水及び周辺海域で調査した結果、水質の変化は余水口周辺の狭い範囲以外にはほとんど認められなかった。</p> <p>②海底地形、底質の変化 備讃瀬戸(榎場島南東海域)の砂利採取区域では、その区域の大半で砂利採取前の水深から、-20m程度水深が増大していることが確認された。 三原瀬戸(大久野島東海域)の砂利採取区域では、採取前に存在していた-3m~-20mの砂堆が消滅し、大半が-40mを超える水深となり、底質が明らかに礫化している区域が確認された。礫化の原因としては、海砂利採取に伴い不要物として排出された礫分(礫や貝殻等)が潮流にも流されず、採取区域内やその周辺に堆積したままとなったものと考えられる。 また、備讃瀬戸底生生物調査時に併せて採取前後における海底地形の変化を調査したところ、採取の1年後でも海底地形に大きな変化はなく、凹凸地形の埋め戻しや平準化は容易に生じるものではないと考えられた。さらに、燧灘底生生物調査において、海底地形及び底質について昭和元年当時の既存データと比較したところ、水深の増大と凹凸地形は過去に砂堆があった範囲のほぼ全域に及び、底質は、砂分主体から砂礫分主体に変化していることが確認された。</p> <p>③底生生物(マイクロベントス)への影響 備讃瀬戸底生生物調査においては、実際に行われている海砂利採取と比較して面積、深さはかなり小規模であるが、試験的に表層砂利を採取し、その前後における底生生物の経時変化を調査した。その結果、種類数、個体数など底生生物への影響は数ヶ月に及び、時間的経過と共に回復していく様子が伺えた。 燧灘(大三島南海域)底生生物調査においては、調査地点を、現在の砂利採取認可区域、過去の砂利採取認可区域及び設定履歴のない区域に区分し、底生生物の種類数、個体数等を比較したところ、現在の認可区域を中心とした範囲で明らかに少なく、海砂利採取による影響が確認された。一方で、過去の認可区域では、設定履歴のない区域との差が見られず、影響からの回復が進んでいることが伺えた。 これらのことから、底生生物への影響については、採取の規模や方法等により差異があり、また、砂層の保持など底生生物の生息環境に配慮されていれば、採取後も時間的経過とともに一定の回復が進むものと考えられる。</p>				
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>④イカナゴへの影響 イカナゴが夏眠・産卵場として好んで選択する海砂利の粒度範囲とコンクリート用細骨材の標準粒度の範囲が重なっており、海砂利採取の影響が懸念されている。 備讃瀬戸海域で実施したイカナゴの卵稚仔調査及び過去の岡山県の調査結果を総合すると、イカナゴ発生量は昭和50年代に入って大きく低下し、現在まで低いレベルのまま推移していることが確認された。 一方、備讃瀬戸の燧灘・播磨灘・大阪湾にもイカナゴの夏眠場・産卵場があるが、ここでは砂利採取は過去30年以上行われていない。兵庫県での調査によると、備讃瀬戸でみられたような昭和50年代に入ってからのイカナゴ発生量の大きな低下は播磨灘・大阪湾ではみられず、昭和60年以降は大きく増加している。この60年頃より、調査時の採取方法の変更や資源管理型漁業の導入などがあり、過去のデータと直接比較は困難であるが、イカナゴ発生量自体が増加しているものと考えられる。 イカナゴ発生量が減少する要因としては、漁獲による減少、水質や夏眠・産卵場である底質等の変化による生息環境の悪化などが考えられる。備讃瀬戸では、イカナゴ漁獲量は昭和50年代の一時期には増大しているものの、昭和60年代以降はイカナゴ発生量の多かった昭和40年代前半より少し多い程度で推移しており、漁獲量と発生量との関係をみる限りにおいては、漁獲が大きな影響要因になっているとは考えられない。また、水質についても昭和50年代以降悪化傾向が見られないこと及びポンプ採取船の導入により昭和50年頃から砂利採取量が大幅に増大したことなどを考慮すると、イカナゴ発生量の低下は、大量の海砂利採取により夏眠・産卵場を奪ったことが最も大きな影響要因と考えられる。 また、イカナゴが魚食性魚類の餌として生態系の重要な地位を占めており、このようなイカナゴ発生量の低下は、海域生態系にも影響を与えてきたものと考えられる。</p> <p>2. 今後の対応</p> <p>① 海砂利の賦存量・分布状況の把握と環境影響調査の実施 ② 採取量の最小限化 ③ 環境への影響を及ぼすことが少ない採取位置、面積、期間等の制限 ④ 環境への影響のより小さい採取方法等の開発の促進等 ⑤ 海砂利代替材の安定確保と研究開発の促進等 ⑥ 海砂利採取跡地等への保全</p>			

No	52	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 4 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	代替骨材の研究開発の取り組みについて
-----	--------------------

担当部局	独立行政法人土木研究所材料地盤研究グループ基礎材料チーム
------	------------------------------

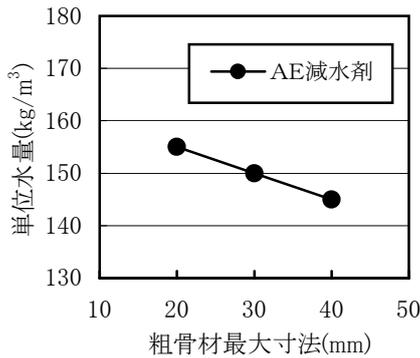
施策の概要	<p>従来、瀬戸内海近郊の地域では、レディーミクストコンクリートに使用する細骨材に瀬戸内海の家砂を使用してきた。瀬戸内海の家砂の採取規制により、コンクリート用細骨材が不足する事態となっており、代替骨材に関する検討として以下の研究を行ってきている。</p> <p>(1)コンクリート用細骨材への砕砂の有効利用技術の検討(H12) 砕砂は海砂に比較して粒子形状が悪く、コンクリートの単位水量が増加するが、高性能AE減水剤を使用することで対応が可能であることが分かった。</p> <p>(2)現在の骨材品質規格を一部満足しない規格外細骨材の有効利用技術の検討(H15~17) 品質規格を満足しない細骨材を多数収集して、コンクリートの品質に与える影響について実験的検討を行った。この結果、細骨材の種類によってはフレッシュ性状に影響を与えるものがあるが、硬化後の強度や凍結融解耐久性に与える影響は小さく、有効利用への可能性を示した。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・骨材の供給は海砂利海砂については減少する一方、碎石砕砂は増加している。(瀬戸内海関係地域での具体的数値については不明) (海砂利:H12年度66百万トン→H14年度50百万トン、碎石:H12年度431百万トン→H14年度454百万トン(出典:経済産業省製造産業局推計))</p>
----------------	--

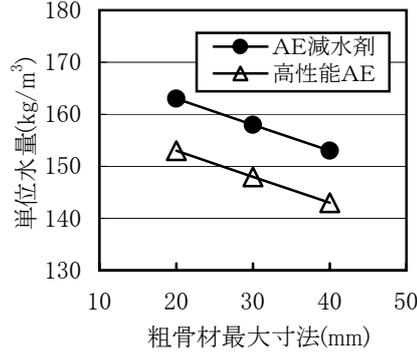
進捗状況を示すデータ															
項目1										単位		対象地域			
年度															
項目2										単位		対象地域			
年度															
項目3										単位		対象地域			
年度															

(1) 砕砂の有効利用技術の検討

- ・川砂に比較して砕砂は単位水量が増加する(海砂は川砂と同等)
- ・高性能AE減水剤を使用することで単位水量を減じることが可能



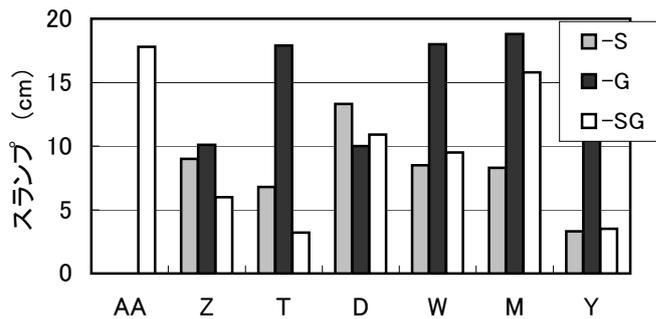
(1) 川砂



(2) 砕砂A

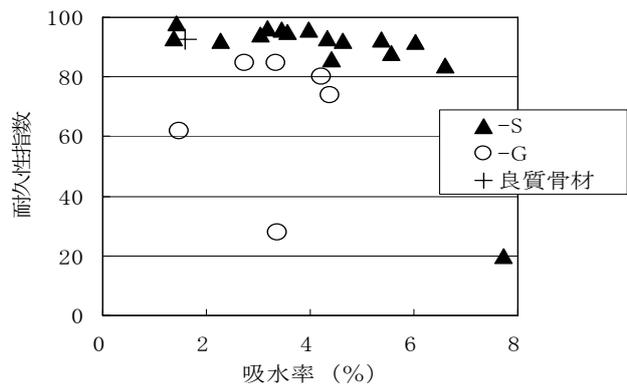
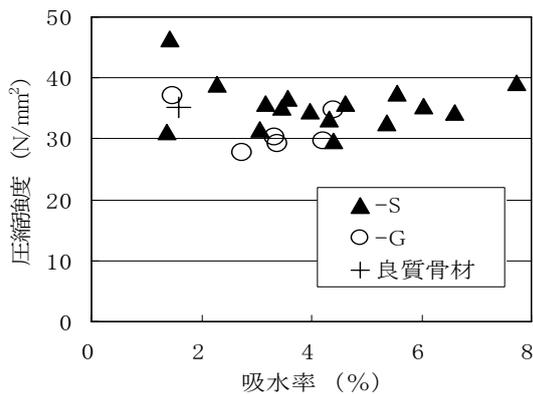
(2) 規格外細骨材の有効利用技術の検討

- ・品質規格を満足しない細骨材(S)、粗骨材(G)を使用してコンクリートを練混ぜ、品質を調査した(AAは比較用の良質骨材)
- ・細骨材の影響はスランプで大きく、強度、耐久性では小さい
- ・使用条件に応じて品質基準を緩和できる可能性を示した
(参考文献: 低品質細骨材の有効利用に関する研究、ダム技術、No.238、pp.25-33、2006)



※ Z-S,Z-SGはW=195kg/m³,他はW=165kg/m³

* 骨材の品質によってスランプは異なる (Z,T,D,W,M,Yは低品質骨材の種類)



* 細骨材(S)の品質が悪くても(吸水率が高くても)強度や耐久性はあまり低下しない

No	55	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 7 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	多自然川づくり
-----	---------

担当部局	国土交通省河川局河川環境課、治水課
------	-------------------

施策の概要	<p>多自然川づくりは、河川が本来有している生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全あるいは創出する事業の実施をいい、現在、災害復旧事業を含め全ての河川整備は多自然川づくりとすることが基本とされている。</p> <p>多自然川づくりにおいては、自然の特性やメカニズムを活用し、生物の良好な生息・成育・繁殖環境と河川景観の保全・創出する川づくりを実施しているところ。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>広島市を流れる古川等において実施。 <具体的な実施内容> ・瀬や淵を設け河道を蛇行させるなどし、変化に富んだ整備を実施。 ・治水上支障の無い範囲で極力樹木の保存や植樹を実施。 等</p> <div style="text-align: center;">  <p>太田川水系古川(広島県広島市)</p> </div>
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	対象地域			
年度														
項目2										単位	対象地域			
年度														
項目3										単位	対象地域			
年度														

No	56	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 7 - -	再掲箇所番号	- - -

施策名	地下水の涵養に関する取り組み施策紹介
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

施策の概要	<p>1)地盤高・地下水位の観測と揚水量調査等に関する基本的な考え方及び望ましい監視の水準等についてとりまとめた地盤沈下監視ガイドラインを策定している。</p> <p>2)地盤環境保全施策に資するため、各都道府県における地下水の利用状況、地盤沈下等の状況を取りまとめ環境省ホームページにてその情報を公表している。</p> <p>3)国及び地方公共団体が実施した地盤沈下の測定結果について地方公共団体から報告を受け、これを基に全国の地盤沈下の概況を取りまとめている。</p> <p>4)地盤沈下など地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取規制に関する施策を推進している。</p> <p>5)地下水の流動や地盤沈下の発生の仕組みなど、地盤環境保全対策を検討するため必要な調査研究を行うとともに、地域の特性を踏まえた適切な地下水管理方策の検討を行っている。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	対象地域			
年度														
項目2										単位	対象地域			
年度														
項目3										単位	対象地域			
年度														

No	57				再掲No	なし			
該当箇所番号	3	-	7	-	-	再掲箇所番号	-	-	-

施策名	水循環機能の維持・回復を図るための取り組み(施策紹介)								
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課								

施策の概要	<p>1)環境基本計画 環境保全上健全な水循環の確保に向けて、流域を単位とした水循環計画の策定の必要性が求められ、平成18年4月に閣議決定された「第三次環境基本計画」では、今後具体的に展開すべき重点分野政策プログラムの1つに「環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組」が位置づけられた。この中では、現在及び将来の社会・経済の状況、技術レベル、生活の質の維持を考慮した上で、治水や利水との整合を図りながら、環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会の構築を目指すこととしている。また、重点的な取組として国は、地方公共団体等による環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の作成・実行を促進・支援するとともに、関係省庁の連携を一層強化することが位置づけられている。</p>								
	<p>2)関係省庁との連携 水に関係する5省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)は、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議を設置し、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項についての検討及び整理を行ってきたところであるが、平成15年10月に省庁連絡会議の議論をとりまとめ、「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として公表した。これは、水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むのかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を示している。</p>								
	<p>3)環境省の取組 平成16年度から、水循環計画策定等調査、水環境の健全性指標検討調査、水環境保全活動の普及支援事業の予算を確保し、環境保全上健全な水循環機能の維持回復に向けた取組を推進するとともに、平成19年度から見出川(大阪府)、宮古島(沖縄県)をモデルとして流域単位の水循環計画策定を推進するため具体的な取組を実施している。</p>								

瀬戸内海関係地域での実施事例	平成19年度から見出川(大阪府)をモデルとして流域単位の水循環計画策定を推進するため具体的な取組を実施している。								

進捗状況を示すデータ														
項目1									単位		対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														
項目2									単位		対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														
項目3									単位		対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														

No	61【新規】	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 7 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	水循環機能の維持・回復を図るための取組
-----	---------------------

担当部局	近畿地方環境事務所
------	-----------

施策の概要	<p>水循環機能の維持・回復を図るための取組み事例は以下のとおり。 全国の河川湖沼から取り組みのモデルとして大阪府見出川流域において健全な水循環の構築に向けた計画策定調査を開始。目標設定や個別の施策を盛り込んだ水環境計画を策定予定(平成19年度～3か年で実施予定)</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>大阪府南部にあり大阪湾に注ぐ見出川は、上流部は蛸も生息するきれいな川であるものの、下流部は水質の悪さでは全国でも有数の川である。本事業は見出川流域の水循環の再生を目指し、平成19年度から平成21年度にかけて実施している事業であり、本年度はその最終年に当たる。 平成21年度の事業実績は次のとおりである。</p> <p>①協議会等の開催(i 協議会5回開催、ii 作業部会9回開催) ②シンボル事業に実施</p> <p style="margin-left: 40px;">i ゲンジボタル鑑賞会(21.6.13～14) ii 見出川の清掃活動(21.6.20～21) iii 見出川”源流から河口まで”たんけんツアー(21.10.17) iv 見出川パネル展示展(21.10.18、10.25)</p> <p>今後は、平成22年3月13日開催予定の「見出川キックオフイベント」の準備、「見出川流域の水循環の再生計画(仮称)」及び「見出川流域マップ」の策定を行う予定である。</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域	瀬戸法対象地域					
年度																		
項目2											単位	対象地域	瀬戸法対象地域					
年度																		
項目3											単位	対象地域	瀬戸法対象地域					
年度																		

No	70				再掲No	なし			
該当箇所番号	3	-	11	-	-	再掲箇所番号	-	-	-

施策名	河床の汚泥の除去								
-----	----------	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	国土交通省河川局河川環境課								
------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の概要</p>	<p>河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策の推進のため、</p> <p>1)底質ダイオキシン類対策を安全かつ確に実施するための「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」を策定(平成15年6月策定、平成20年4月改訂)。</p> <p>2)底質ダイオキシン類の対策技術について効果等を評価し、平成19年4月に「底質ダイオキシン類対策技術資料集」をとりまとめ、公表。</p> <p>3)河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策(浚渫除去等)に対する財政的援助を実施</p>								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	<p>瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、大阪府の神崎川等でダイオキシン類に汚染された底質が浚渫除去され、適正に埋立処分されている。</p>								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

進捗状況を示すデータ										
項目1									単位	対象地域
年度										
項目2									単位	対象地域
年度										
項目3									単位	対象地域
年度										

No	71			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	—	12	—	再掲箇所番号	—	—

施策名 瀬戸内海における水質モニタリングの概要(常時監視、広域総合水質調査)

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

3. 各種モニタリングの実施および取りまとめについて
 (2) 公共用水域水質測定
 水質汚濁防止法に基づき、地方自治体及び国により、昭和46年より全国の公共用水域で汚濁状況の実態調査が実施されており、環境省においてとりまとめを実施している。その結果から、環境基準の達成状況をモニタリングしている。
 (1) 広域総合水質調査
 水質総量削減の効果を把握するために東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、環境省が水質汚濁の実態調査を昭和54年より実施している。

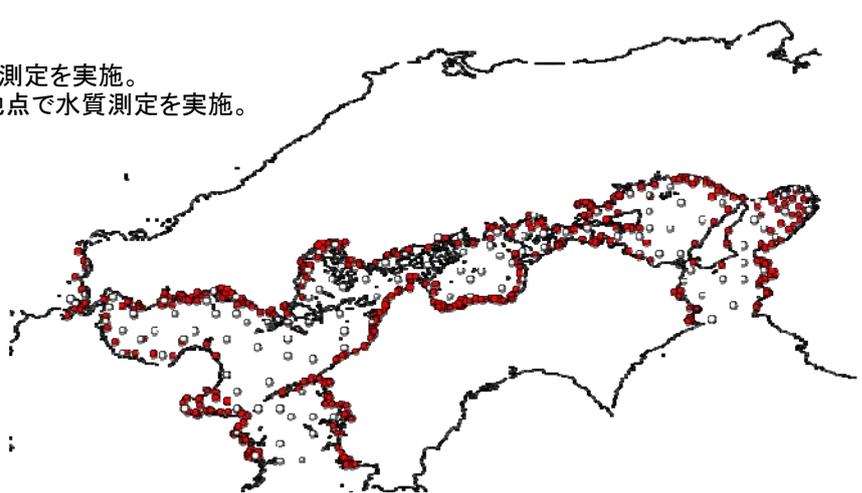
表 指定水域における水質モニタリングの概要

	公共用水域水質測定	広域総合水質調査
対象	全国の公共用水域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海
調査項目	水質(健康項目、生活環境項目)	水質(生活環境項目)、底質
測定点	陸域に近い沿岸域を中心に配置	海域から沿岸域の沖合にかけて一様に配置
頻度	原則として12回/年以上(1回/月以上)	4回/年(春、夏、秋、冬)
深度	表層(海面下 0.5m) 中層(海面下 2.0m) 下層(海面下 10.0m) 水深が5m未満の場合は表層のみ採水。 水深が10m以上の場合は、必要に応じて仮想からも採水。	水深5m未満の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 0.5m) 水深5m以上の場合 上層(海面下 0~0.5m) 下層(底土上 1.0m)

瀬戸内海関係地域での実施事例

【公共用水域水質測定について】
 ・CODについては、水質総量削減制度の開始時点から測定されている。
 ・富栄養化の問題に対応するため、第5次総量削減より全窒素及び全りんが対象となっており、平成7年度から測定が開始されている。
 ・瀬戸内海では平成18年度においてCOD454地点(内大阪湾28地点)、全窒素及び全りん300地点(内大阪湾22地点)で水質測定を実施。

【広域総合水質調査について】
 ・昭和54年よりCOD、T-N、T-P等の測定を実施。
 ・瀬戸内海においては平成20年度112地点で水質測定を実施。



進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	72				再掲No	76					
該当箇所番号	3	—	12	—	—	再掲箇所番号	3	—	13	—	—

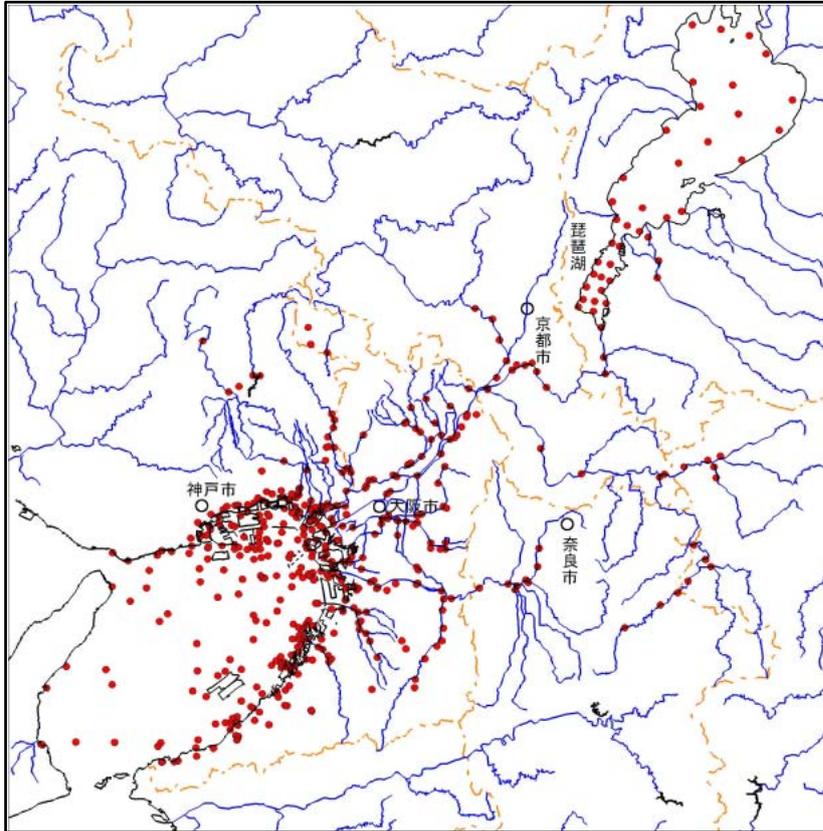
施策名	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要										
担当部局	国土交通省近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所										

施策の概要	1. 目的	大阪湾再生推進会議では、平成16年度より国・自治体・研究機関などとの連携をはかり、「大阪湾再生」水質一斉調査として、一年の内で最も水質汚濁が懸念される夏場の一日を定め、一斉に水質調査を実施している。平成21年度は、6回目の調査となり、国・地方公共団体や臨海部に立地する民間企業、大学などの参加により水質一斉調査を実施した。
	2. 実施時期	平成21年8月5日(水) 実施(一部3, 4, 6, 7, 8, 11, 12, 19日に実施)
	3. 共通測定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪湾再生行動計画」では「魚庭(なにわ)の海」の復活を目標に掲げており、その実現に向けて生物生息指標であるDO(溶存酸素量)、塩分、水温を海域の共通測定項目に設定。 ・大阪湾に流入する河川では、陸域などから流入する汚濁負荷の指標であるCOD、窒素、りんなどを測定。 ・第五管区海上保安本部では、流れの調査とともに、塩分、水温、及び透明度などを測定。
	4. 期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾全体の環境負荷の全体像の把握(貧酸素水塊の発生分布など) ・大阪湾の汚濁メカニズムの解明と藻場や干潟などの改善方策の効果的な対策手法の検討 ・陸域からの流入負荷など、陸域と海域の関係の解明 ・国、自治体、研究機関、企業、NPOによる環境モニタリングネットワークの構築等

瀬戸内海関係地域での実施事例	測定地点及び実施機関	<p>【海上】(計214地点)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局(港湾空港部)、第五管区海上保安本部、大阪府環境農林水産総合研究所、大阪府港湾局、大阪府南部流域下水道事務所、大阪市環境局、大阪市港湾局、堺市、兵庫県農政環境部環境管理局、兵庫県土木局港湾課、神戸市、西宮市、尼崎市、大阪湾広域臨海環境整備センター、関西国際空港株式会社・関西国際空港用地造成株式会社、阪神高速道路株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、新日本製鐵株式会社、JFEスチール株式会社、東洋建設株式会社、日本ミクニヤ株式会社、大阪市立大学、大阪府立大学、神戸大学、独立行政法人国立環境研究所、五洋建設株式会社、いであ株式会社、環境システム株式会社、株式会社環境総合テクノス、JFEアレック株式会社</p> <p>【河川】(計262地点)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局(河川部)、大阪府、兵庫県及び関係市</p>
----------------	------------	---

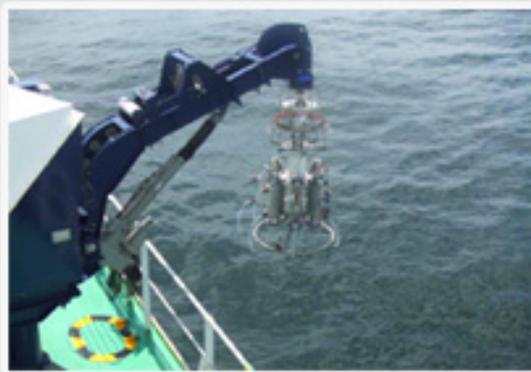
進捗状況を示すデータ												
項目1	http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/suishin/suishitutyosa/						単位		対象地域	行動計画に定める大阪湾とその流域		
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21						
項目2							単位		対象地域			
年度												
項目3							単位		対象地域			
年度												

※平成16年度より毎年実施しており、今後も継続していく計画である。



平成21年度「大阪湾再生」水質一斉調査の調査地点

出展: 「大阪湾再生」水質一斉調査報道発表資料



▲ Dr.海洋による調査の様子

出展: 大阪湾再生推進会議HP

No	73				再掲No	94					
該当箇所番号	3	—	13	—	—	再掲箇所番号	3	—	16	—	—

施策名	せとうちネットの概要										
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室										

瀬戸内海の水環境保全・創造を推進するためには、地域住民、企業、研究者、行政が一体となって総合的な沿岸域の水環境管理を進めていくことが重要。これを実現するためには各主体間で、瀬戸内海の水環境保全・創造に関する情報や知識を共有することが必要。「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」(略称「せとうちネット」)はこれらを実現するための情報提供システムとして運用されている。

●主なコンテンツ

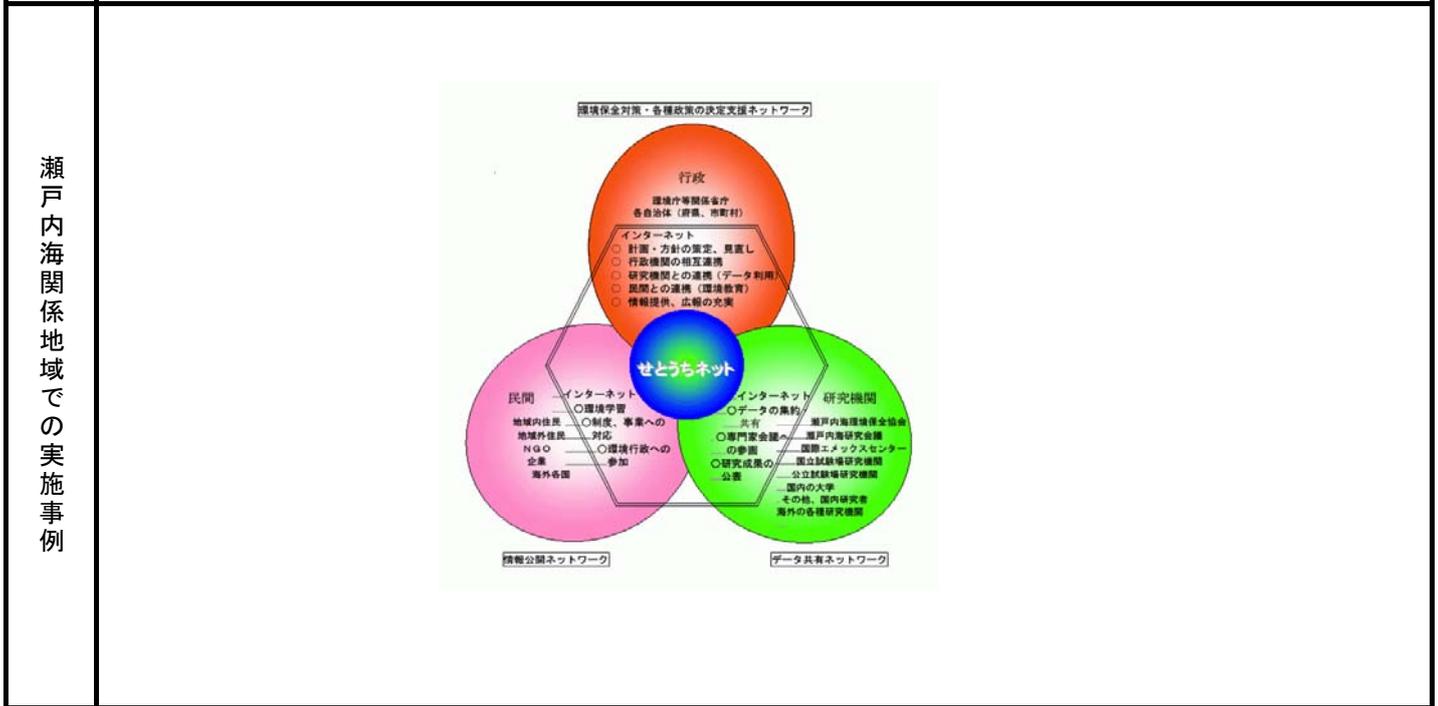
【瀬戸内海とわたしたち】
 環境学習に資するコーナーとして、かけがいのない瀬戸内海・生活とのかかわりを「知る」、「考える」、「実践する」ための素材を中心に、瀬戸内海の代表的な生きものや磯観察の方法、生きものの飼育・標本の作り方等について解説

【瀬戸内海の水環境情報】

- ・広域総合水質調査データ(GIS)
- ・自然環境に関する情報(概況、気象・海象、水質・底質、赤潮の発生状況等)
- ・社会・経済に関する情報(人口、産業)
- ・水環境保全対策(閉鎖性海域の水質保全対策、瀬戸内海の水環境保全特別措置法に基づく対策、公害防止計画等)
- ・文化・歴史に関する情報(瀬戸内海の水文化財指定状況、瀬戸内海に関する紀行文一覧等)
- ・レクリエーションに関する情報(瀬戸内海の水浴場)
- ・瀬戸内海の島探索(島嶼部の水環境情報)
- ・瀬戸内海魚類リスト

【学術研究・調査データベース】

- ・瀬戸内海関連文献リスト(瀬戸内海に関する既往の調査研究文献リスト(1988年までの約8,000件))
- ・環境省調査・研究報告書(環境省発行の瀬戸内海に関する調査報告書 約130件)



進捗状況を示すデータ																				
項目1											単位	対象地域								
年度																				
項目2											単位	対象地域								
年度																				
項目3											単位	対象地域								
年度																				

No	77【終了】	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 13 - -	再掲箇所番号	- - -

施策名	瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査の概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

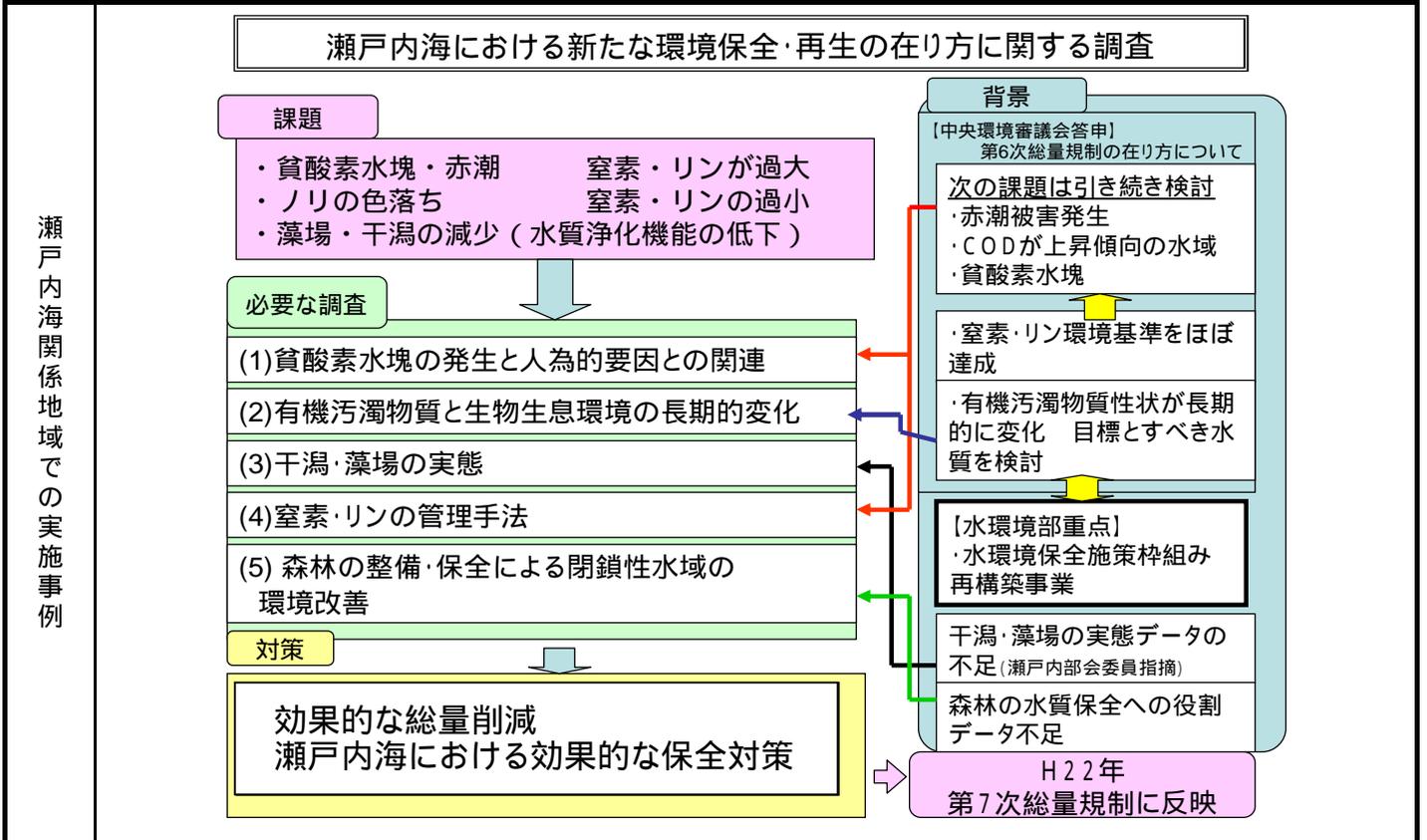
施策の概要

(背景)
瀬戸内海の一部の海域では、貧酸素水塊が発生しており、生態系保全上、問題となっているが、瀬戸内海の貧酸素水塊と産業排水や生活排水等の人為的要因との関連は解明されていない。また、同海域においては赤潮の発生やノリの色落ち被害が問題となっており、窒素・リンの削減対策から量的管理へと政策転換を図る必要がある。

(調査目的)
瀬戸内海の課題に関する検討を進め、第7次総量削減基本方針への反映等を図り、瀬戸内海の環境保全施策の推進を図る。

(事業内容)
(1) 瀬戸内海における貧酸素水塊の発生に関し、汚濁負荷量の流入等の人為的な要因との関連を調査する
(2) 瀬戸内海における有機汚濁物質と生物生息環境の長期的な変化を把握するため、過去の調査で収集した底質柱状試料に含まれる腐食物質及び生物遺骸を分析する。
(3) 瀬戸内海における干潟・藻場の減少の状況を把握するため、航空写真撮影及び地図調査により、瀬戸内海の干潟・藻場の実態を把握する。
(4) 瀬戸内海において窒素・リンの濃度レベルを適切に管理する手法を検討する。
(5) 森林の整備・保全が閉鎖性水域の環境改善に果たす役割を評価する。

(年次計画)
平成18年度～20年度



進捗状況を示すデータ													
項目1							単位			対象地域			
年度													
項目2							単位			対象地域			
年度													
項目3							単位			対象地域			
年度													

No	78【終了】	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 13 - -	再掲箇所番号	- - -

施策名	閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

施策の概要	<p>(背景)</p> <p>①過剰な栄養塩や有機性汚泥が「負の遺産」として蓄積。赤潮や貧酸素水塊が発生し、生物が生息できない状態が発生。</p> <p>②保全型施策の充実、悪化した環境の修復・回復、多様な生物の生息場の創出が求められている。</p> <p>③代表的な環境修復技術＝人口干潟、浅場、藻場の造成、底泥の浚渫・覆砂等→海域における物質循環構造を修復するためには、これからの技術の組み合わせが課題。</p> <p>(調査目的)</p> <p>①多様な環境修復技術の開発と最適な組合せ(ベストミックス)を示すこと</p> <p>②ベストミックスの方法論の汎用化(環境修復技術のパッケージ化)</p> <p>③尼崎における環境修復技術事業化のための提案</p> <p>(調査期間)</p> <p>H13～H15(環境省環境技術開発等推進事業による事業期間)</p> <p>※その後兵庫県に調査が引き継がれた。</p>
	<p>(実証海域)</p> <p>兵庫県尼崎港内</p> <p>(実証内容)</p> <p>以下の技術による水質改善効果をモニタリングで把握</p> <p>①浮体式藻場による海藻類育成と海藻バイオマス利用</p> <p>②エコシステム護岸</p> <p>③人工干潟</p> <p>④磯および石積堤を用いた閉鎖性干潟</p> <p>⑤流況制御</p> <p>(結果)</p> <p>・本プロジェクトで選択した環境修復技術は互いに多くの補完機能を有しており、複数の技術が絡み合うことで機能の増幅が図られることが判明。</p> <p>・特に浅場造成による透明度改善効果、貧酸素化抑制効果とも大きく、懸濁物食性二枚貝のろ過と海藻の光合成による酸素供給は互いに大きな補完効果を生み出す。</p> <p>(その他)</p> <p>・実証試験終了後、これらの施設は環境教育の場として活用されている。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(実証海域)</p> <p>兵庫県尼崎港内</p> <p>(実証内容)</p> <p>以下の技術による水質改善効果をモニタリングで把握</p> <p>①浮体式藻場による海藻類育成と海藻バイオマス利用</p> <p>②エコシステム護岸</p> <p>③人工干潟</p> <p>④磯および石積堤を用いた閉鎖性干潟</p> <p>⑤流況制御</p> <p>(結果)</p> <p>・本プロジェクトで選択した環境修復技術は互いに多くの補完機能を有しており、複数の技術が絡み合うことで機能の増幅が図られることが判明。</p> <p>・特に浅場造成による透明度改善効果、貧酸素化抑制効果とも大きく、懸濁物食性二枚貝のろ過と海藻の光合成による酸素供給は互いに大きな補完効果を生み出す。</p> <p>(その他)</p> <p>・実証試験終了後、これらの施設は環境教育の場として活用されている。</p>
	<p>(結果)</p> <p>・本プロジェクトで選択した環境修復技術は互いに多くの補完機能を有しており、複数の技術が絡み合うことで機能の増幅が図られることが判明。</p> <p>・特に浅場造成による透明度改善効果、貧酸素化抑制効果とも大きく、懸濁物食性二枚貝のろ過と海藻の光合成による酸素供給は互いに大きな補完効果を生み出す。</p> <p>(その他)</p> <p>・実証試験終了後、これらの施設は環境教育の場として活用されている。</p>

進捗状況を示すデータ													
項目1										単位		対象地域	
年度													
項目2										単位		対象地域	
年度													
項目3										単位		対象地域	
年度													

尼崎港の現状と実験フィールド位置



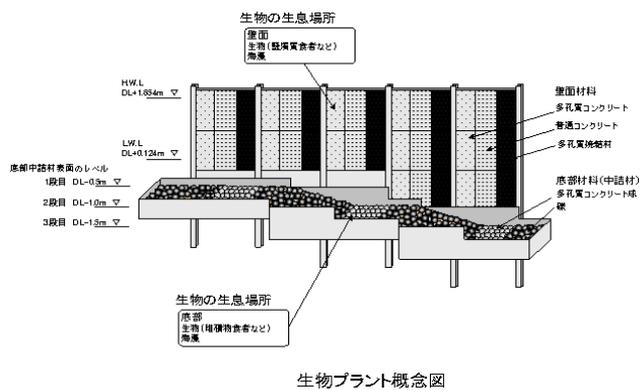
石積堤を用いた閉鎖性干潟実験施設



実験干潟(人工干潟)



藻場(筏)



生物プラント概念図

出展: 国際エメックスセンターHP

No	80			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	—	13	—	—	再掲箇所番号	—

施策名 化学物質環境実態調査の概要

担当部局 環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

化学物質環境実態調査は、昭和49年度より一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に実施し、その調査結果は各種化学物質に係る施策に活用している。調査対象物質については、環境中の化学物質施策により有効活用されるよう、各担当部署からの要望物質を中心に選定する方式としており、地方公共団体及び民間分析機関と連携し、分析法開発、試料採取、分析等を実施している。平成18年度からは、「初期環境調査」、「詳細環境調査」及び「モニタリング調査」の調査体系で実施するとともに、化学物質環境実態調査の支援事業として「環境試料保存事業」、「分析法開発事業」等にも精力的に取り組んでいる。なお、「詳細環境調査」については、化審法における特定化学物質及び監視化学物質、環境リスク初期評価を実施すべき物質等の環境中の残留状況を把握する目的で実施している。

施策の概要

平成19年度は、瀬戸内海関係地域の府県(大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県)の海域11地点において、調査対象物質(21物質)を対象に水環境中の残留状況を調査している。調査地点及び調査対象物質は以下のとおりである。

○水質調査地点(11地点)
大阪府(大和川河口(大阪市・堺市)、大和川河口(堺市))、大阪市(大阪港)、兵庫県(姫路沖)、神戸市(神戸港中央)、和歌山県(紀の川河口紀の川大橋(和歌山市))、岡山県(水島沖)、広島県(呉港、広島湾)、山口県(徳山湾)、香川県(高松港)

○調査対象物質(21物質)
アクリル酸、N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名:ペンディメタリン)、S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名:モリネート)、2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)、o-クロロトルエン、 α -シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名:フェンバレート)、(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名:エスフェンバレート)、ジイソプロピルナフタレン、ジエチルビフェニル、シクロヘキセン、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D又は2,4-PA)、ジフェニルアミン、6,6'-ジ-tert-ブチル-4,4'-ジメチル-2,2'-メチレンジフェノール、ジベンジルトルエン、2-[(ジメキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又はPAP)、水素化テルフェニル、2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名:ダゾメット)、チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又はMPP)、テストステロン、1,1-ビス(tert-ブチルジオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、6-メチルヘプチル=3-(3,5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロピオナート

瀬戸内海関係地域での実施事例

項目1											単位	地区	対象地域	瀬戸法対象地域
年度														
項目2														
年度														
項目3														
年度														

No	81	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 13 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度の概要
-----	------------------------------

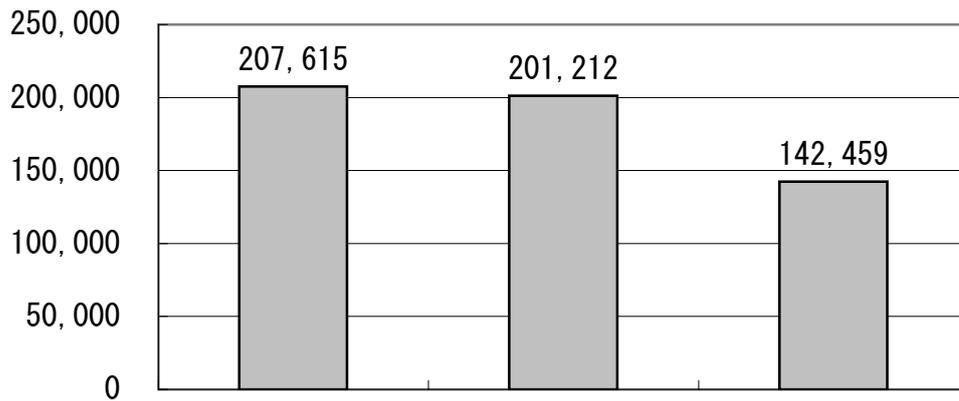
担当部局	農林水産省水産庁漁港漁場整備部整備課
------	--------------------

施策の概要	<p>1) 藻場・干潟は、水生生物の産卵・幼稚仔の育成・餌の確保の場として水産資源の維持・増大に大きく寄与するとともに、海水中の有機物の分解や栄養塩の取り込みによる水質・底質浄化機能が優れており、良好な沿岸域環境を維持し安定した水産資源の供給を確保する上で重要な役割を果たしている。</p> <p>2) しかし、近年では、「磯焼け」と呼ばれる藻場の大規模な消失、干潟における生産力低下が全国各地で発生し、我が国の沿岸漁業に大きな影響を及ぼしており、これらの早急な問題解決が強く求められている。</p> <p>3) 磯焼けや干潟の生産力低下について、その原因の推定と対策の提案が幾つかはなされているものの、対策の持続的な効果が明らかになっていないなどの理由により全国に普及するまでには至っていない。</p> <p>4) そこで、これらの対策の持続的な効果の検証に対し支援を行うとともに、その成果をガイドラインとして取りまとめ全国に普及する取り組みを実施しているところ。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

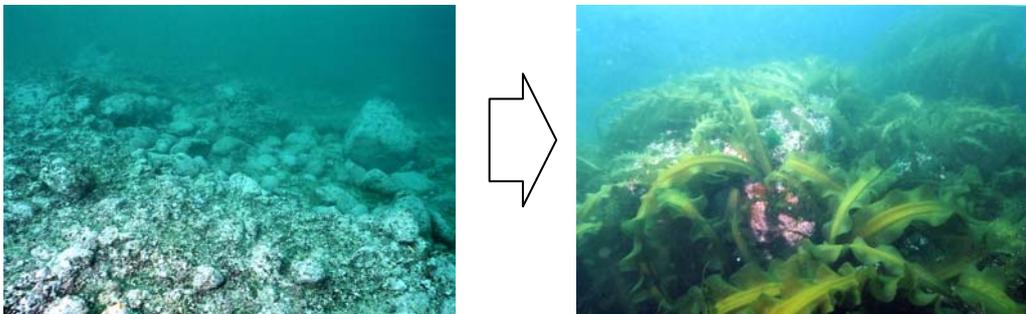
進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	対象地域			
年度														
項目2										単位	対象地域			
年度														
項目3										単位	対象地域			
年度														

藻場の面積の推移

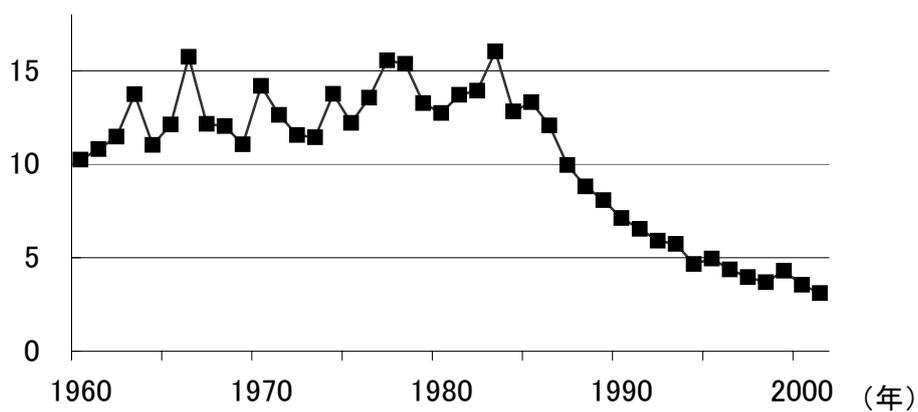


出典)自然環境保全基礎調査(環境省)による結果
備考)1978年及び1994年は水深20mまで、1998年は水深10mまで調査

藻場(コンブ群落)の磯焼けの改善例



干潟の主要生産物であるアサリの生産量の推移



出典)漁業・養殖業生産統計年報(農林水産省)による結果

No	82【終了】	再掲No	95
該当箇所番号	3 - 13 -	再掲箇所番号	3 - 16 -

施策名	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用
-----	-------------------------

担当部局	国土交通省国土計画局海洋計画室
------	-----------------

<p>施策の概要</p>	<p>「21世紀の国土のグランドデザイン」(五全総)では、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する「沿岸域圏管理」に取り組む。そのため、国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用、民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する。なお、沿岸域圏が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合には、関係地方公共団体が連携し、特に必要がある場合には、国を含めた広域的な連携により、計画の策定、推進を図る。」とされており、平成12年2月に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した。</p> <p>また、平成15年にはモデル調査として「モデル瀬戸内海沿岸域総合管理システム」をとりまとめた。</p> <p>瀬戸内海沿岸域データベースは沿岸域の総合管理に資するものとして、瀬戸内海に関しこれまで様々な主体が行ってきた調査、研究、報告について、その成果と概要を捕捉し、必要な情報の検索機能を確立すために平成16年度構築したものである。</p> <p>データベースには、web上で公開(URL: http://www.crrc.or.jp/dcrsis/top.htm)されており、地域総合開発、地域づくり、環境保全・環境創造、観光、交通、産業等のテーマの調査報告等を掲載しているほか、他機関が運営している関係情報サイトや関係団体のホームページへのリンクを載せている。</p>
--------------	--

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	
-----------------------	--

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	83	再掲No	なし
該当箇所番号	-	再掲箇所番号	-

施策名	瀬戸内海における超長期的生態系・景観モニタリング手法の研究
-----	-------------------------------

担当部局	環境省中国四国地方環境事務所
------	----------------

施策の概要	<p>瀬戸内海は我が国で最初に国立公園に指定されたところであり、古くから豊かな漁場として知られるように、恵まれた自然環境を有している。その環境の現状及び変化を把握し、保全を行うことが重要であるが、我が国におけるモニタリングの現状は、コスト面での問題や調査方法が統一されていないなどの問題があり、平面的な連続性や時間的な継続性に欠けている。特に、瀬戸内海では、関係行政機関が多く、面積も広大であることから、各モニタリングが独立して行われ、有効活用が図られていない。</p> <p>このような背景から、瀬戸内海の環境を全般的に捉え、50年・100年といった超長期にわたる視点で環境の回復や変化を把握するための、継続性と経済性を考慮したモニタリング手法・体制を、瀬戸内海に関わる多様な主体のネットワークにより、構築することを目的とし、中国四国地方環境事務所と研究機関が連携して研究を行っている。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成19年度から3カ年計画により、中国四国地方環境事務所、広島工業大学、独立行政法人産業技術総合研究所、鳥取大学の連携のもと研究を行っている。</p> <p>【これまでの研究概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度：既存の資料収集とモニタリングの現況を整理し、超長期的に、誰もが平易にできるモニタリング手法の検討を行った。 平成20年度：多様な主体の連携のもと、検討した手法を試行し、市民が実施できる体制の検討を行った。また、研究者の他、市民団体や漁業者等によるモニタリングのためのネットワーク検討会を開催した。 <p>【今後の研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度：誰もが使えるデータ提供のあり方と活用方法の検討を行う。
----------------	--

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

瀬戸内海環境保全推進事業の概要

平成20年度瀬戸内海環境保全月間ポスター 入選作品



最優秀賞(環境大臣表彰)



子供部門
優秀賞(協会会長表彰)



一般部門
優秀賞(協会会長表彰)

No	85	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 15 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	パークボランティア活動の推進
-----	----------------

担当部局	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室、中国四国地方環境事務所
------	----------------------------------

施策の概要	<p>1) 国立公園の保護管理、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得ることを通じ、これらの活動の一層の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図ることを目的として、昭和60年に地方環境事務所長が登録するパークボランティア制度を設置した。</p> <p>2) パークボランティアの活動は、自然解説、利用者指導、野生動植物の保護管理、美化清掃等への協力を内容としており、地方環境事務所は、パークボランティアの活動を適切に運営するため、必要な体制の整備、研修等を通じた情報の提供、便宜の供与等を行う。</p> <p>3) 現在、24国立公園の39地区において、年度ごと地方環境事務所長がとりまとめるパークボランティア活動実施計画に基づき、約1,800人の方が自発的に活動している。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>中国四国地方環境事務所管内(瀬戸内海国立公園に係るもの)においては、平成21年度に、岡山県倉敷市鷺羽山地区、広島県廿日市市宮島地区の2地区でそれぞれのパークボランティアが活動を実施し、延べ約600人が参加した。</p> <p>【宮島地区の事例】</p> <p>1) 宮島地区においては、主たる活動場所を瀬戸内海国立公園宮島として、平成12年から活動を開始している。</p> <p>2) 登録者は平成20年度末で47人となっており、次の活動を行っている。平成21年度の活動延べ人数は546人(平成21年12月末現在)。</p> <p>① 環境省が実施している自然観察会のサポート</p> <p>② 環境省が、小中学生に各種の環境保全活動を体験してもらうことにより、自然とのふれあいを推進し、環境の大切さ等を学ぶ機会を提供することを目的に行っている「子どもパークレンジャー」事業のサポート</p> <p>③ 登山道や標識の補修</p> <p>④ 園地、園路、海岸等の清掃活動</p> <p>3) ボランティア同士の交流、研鑽のため「瀬戸内海国立公園宮島地区パークボランティアの会」を組織し、2)①以外に独自に観察会や研修会を開催している。</p>
----------------	--

活動状況を示すデータ 人数は延人数である。

項目1	各種行事のサポート													
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
	3事業	81人	3事業	80人	2事業	46人	6事業	107人	7事業	23人	4事業	61人	4事業	41人
項目2	自然観察会の実施													
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
	4回	86人	4回	85人	6回	154人	20回	273人	167回	537人	15事業	162人	14事業	147人
項目3	清掃活動													
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
	3回	100人	4回	120人	5回	126人	7回	96人	23回	235人	4回	115人	10事業	163人
項目4	研修会													
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
	4回	74人	4回	60人	3回	61人	2回	24人	5回	94人	3回	16人	3回	67人
項目5	広報・啓発活動													
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
	4回	40人	4回	30人	4回	40人	3回	15人	1回	19人	0回	0人	0回	0人

No	87	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 15 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	瀬戸内海における環境学習の取り組み事例
-----	---------------------

担当部局	近畿地方環境事務所
------	-----------

<p>施策の概要</p>	<p>瀬戸内海における環境学習の取り組み事例は以下のとおり。</p> <p>1 「子どもパークレンジャー事業」 自然体験・自然観察・自然環境調査を自然保護官と子供たちが共に行い、子供の視点から捉えた瀬戸内海の自然体験の感想や調査分析結果の発表を実施。平成21年度は夏季に1回家島諸島で開催し、水質検査や漁業体験をもとに生物相の変化、生物の多様性などについて学んだ。また、この発表のなかで今年度は無人島の漂着ゴミが多かったことから、フォローとして清掃業務を行い子ども達の体験成果に繋げることができた。</p> <p>2 自然観察会 人間がもつ五感を使って自然とふれあうことを通じた自然を感じ自然を思いやる人づくり、複雑多様化する環境問題に的確な認識や行動をする人づくりの教化を目的とし、瀬戸内海国立公園西播地区において赤穂市と共に自然観察会を開催。教育委員会とも連携しながら、多くの子どもに海岸の植物、磯の生物について種類などを学んだ。この他、洲本市成ヶ島において稀少な植物の観察会とアカウミガメの産卵場所となっている海岸の清掃活動を実施し、環境保全について学んでいただいた。参加者からは「遠く離れたところから漂着したゴミの量と種類の多さにびっくりした。島の貴重な自然と環境を知ることができた。」などの感想があった。</p>
--------------	---

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	 <p>「子どもパークレンジャー事業」 小型底曳き網で捕獲した漁種等の観察の様様</p>
-----------------------	--

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域	瀬戸法対象地域				
年度																	
項目2											単位	対象地域	瀬戸法対象地域				
年度																	
項目3											単位	対象地域	瀬戸法対象地域				
年度																	

No	88	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 15 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	環境教育等に利用しやすいみなとづくり
-----	--------------------

担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課
------	----------------

施策の概要	市民による、みなとの良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNP Oなどが行う自然体験・環境教育活動の場ともなる干潟・藻場等の整備を行う。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>尾道系崎港(浦崎地区)における干潟の創出</p> <p>○事業の概要 浚渫工事により発生する土砂を活用した干潟の造成を行い、豊かな生態系を創出するとともに、水質等の改善を図るものである。</p> <p>○整備内容 干潟10ha</p> <p>○事業期間 平成12年度～平成20年度 ※平成21年度より環境モニタリング調査を実施。</p> <p>○事業効果 干潟は動物プランクトンなどの生成、魚介類などの生産の場であるとともに、地域住民が海と親しめる場、憩える場である。干潟の創出により、水質浄化・生態系に配慮した自然環境の回復を図ることができる。</p>

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位		対象地域	
年度												
項目2									単位		対象地域	
年度												
項目3									単位		対象地域	
年度												

No	89	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 15 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	環境教育等に利用しやすい海岸づくり
-----	-------------------

担当部局	農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省港湾局海岸・防災課、河川局海岸室（下線部局：取りまとめ担当）
------	---

施策の概要	環境教育に利用しやすい海岸の整備として「いきいき・海の子・浜づくり」を実施している。
	<p>○いきいき・海の子・浜づくり</p> <p>学校教育や社会教育における体験活動の一環として、海岸の積極的な活用が図られるよう文部科学省が推進している豊かな体験活動推進事業、青少年長期自然体験活動推進事業等と連携して、利用及び避難しやすい海岸づくりや自然体験の場を創出するための施設整備を行う事業。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○いきいき・海の子・浜づくり</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに11箇所を選定している。うち、平成21年12月末で3箇所実施中。8箇所完了済み。</p> <p>実施中……田ノ代海岸【兵庫県】、御手洗港海岸【広島県】、沖浦港海岸【山口県】 完了済……津和地仙波海岸【愛媛県】、東播海岸【兵庫県】、立岩海岸【愛媛県】、 生口港海岸【広島県】、角島港海岸【山口県】、姫島港海岸【大分県】、 江井港海岸【兵庫県】、由良港海岸【和歌山県】</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	対象地域			
年度														
項目2										単位	対象地域			
年度														
項目3										単位	対象地域			
年度														

No	91	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 15 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の概要
-----	----------------------------------

担当部局	環境省総合環境政策局環境教育推進室
------	-------------------

施策の概要	<p>平成15年7月、議員提案により「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立。この法律では、一人一人が環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための様々な支援を行い、環境教育を進めるため、基本方針の策定、学校教育等における環境教育に係る支援、人材認定等事業の登録等の事項が定められている。</p> <p>平成16年9月、同法に基づく基本的な方針が閣議決定された。この基本方針では、環境教育等の推進に関する基本的な事項や政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を示したうえで、家庭、学校、地域、職場などの様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点の整備の推進のための施策等について定めている。</p>
	<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>

進捗状況を示すデータ	
------------	--

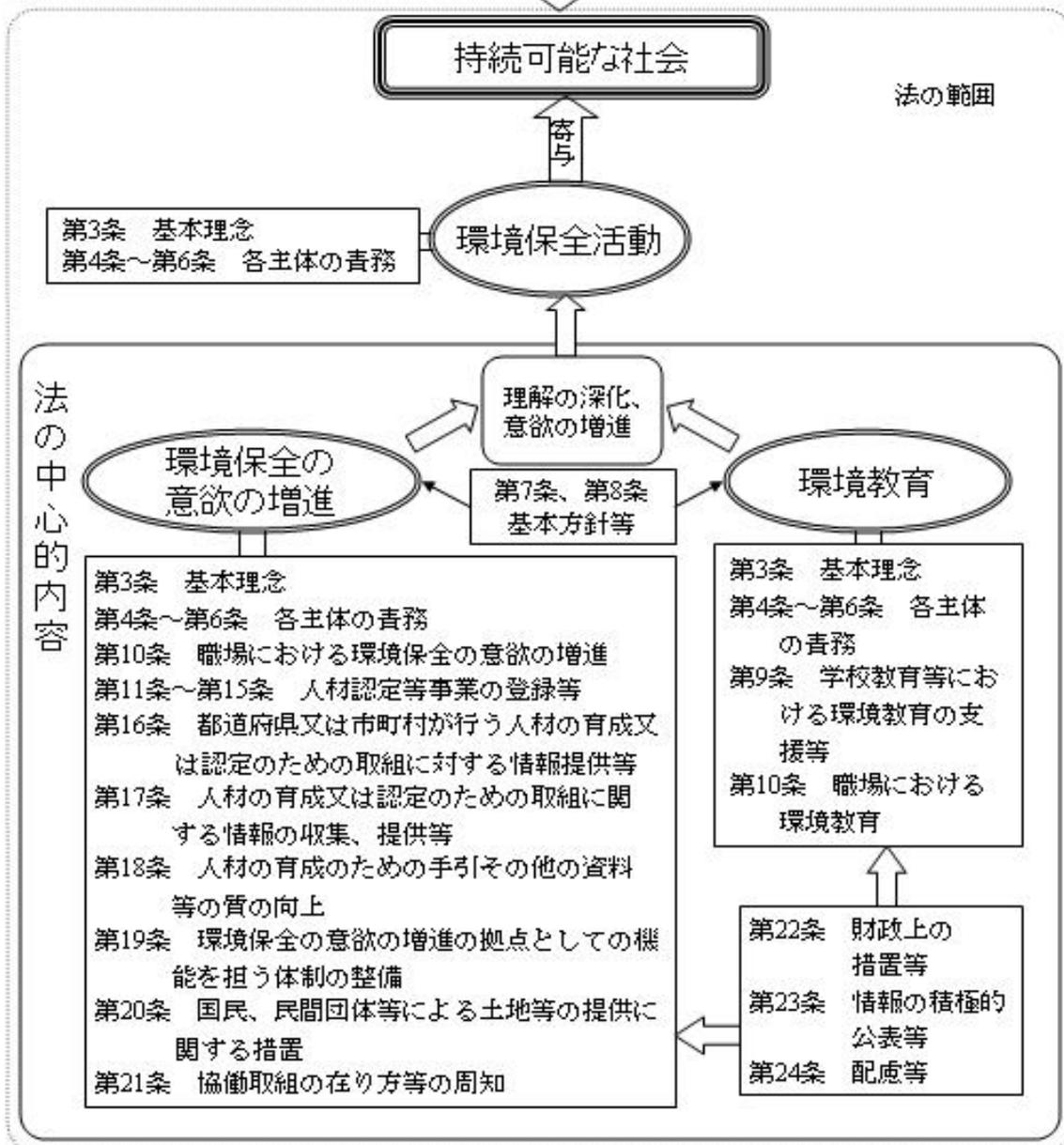
項目1		単位		対象地域	
年度					
項目2		単位		対象地域	
年度					
項目3		単位		対象地域	
年度					

環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律の概要と背景

地球温暖化の防止、自然環境の保全・再生をはじめ **環境保全上の課題が山積**
↓
各界各層の自発的な環境保全取組が不可欠

ヨハネスブルグサミットでの小泉総理の提案、持続可能な開発のための教育の10年国連決議等を受けた **環境保全を担う人づくりを進める気運の高まり**

国民、NPO、事業者等による **環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が必要**



No	92				再掲No	なし			
該当箇所番号	3	—	15	—	—	再掲箇所番号	—	—	—

施策名	環境学習の取り組み事例								
-----	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課								
------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>○海辺の自然学校 市民団体、NPO等が行う自然体験・環境教育の活動場となる藻場・干潟等を保全・再生・創出し、市民による良好な港湾環境の利活用の促進、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、海辺の自然学校を開催。</p>								
	<p>【平成20年度取り組み事例】</p> <p>○笹岡港周辺(広島県笹岡市)、宮島周辺(広島県廿日市市)、大島干潟(山口県周南市)、キワ・ラ・ビーチ(山口県宇部市)にて地元の小学校の児童などを対象に、総合学習の一環として干潟や藻場、浅場の生物観察会やビーチコーミングなどを実施</p> <p>○徳島小松島港(徳島県徳島市) 地元小・中学校の児童やその保護者を対象に、環境学習の一環として海生生物の観察や海面清掃船の見学などを実施</p>								

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【平成20年度取り組み事例】</p> <p>○笹岡港周辺(広島県笹岡市)、宮島周辺(広島県廿日市市)、大島干潟(山口県周南市)、キワ・ラ・ビーチ(山口県宇部市)にて地元の小学校の児童などを対象に、総合学習の一環として干潟や藻場、浅場の生物観察会やビーチコーミングなどを実施</p> <p>○徳島小松島港(徳島県徳島市) 地元小・中学校の児童やその保護者を対象に、環境学習の一環として海生生物の観察や海面清掃船の見学などを実施</p>								
	<p>【平成20年度取り組み事例】</p> <p>○笹岡港周辺(広島県笹岡市)、宮島周辺(広島県廿日市市)、大島干潟(山口県周南市)、キワ・ラ・ビーチ(山口県宇部市)にて地元の小学校の児童などを対象に、総合学習の一環として干潟や藻場、浅場の生物観察会やビーチコーミングなどを実施</p> <p>○徳島小松島港(徳島県徳島市) 地元小・中学校の児童やその保護者を対象に、環境学習の一環として海生生物の観察や海面清掃船の見学などを実施</p>								

項目1									単位		対象地域			
年度														
項目2									単位		対象地域			
年度														
項目3									単位		対象地域			
年度														

【海辺の自然学校in笹岡】



▲カブトガニの放流事業

【海辺の自然学校in宮島】



▲かきの水質浄化実験

【海辺の自然学校in大島干潟】



▲干潟の生き物調査

【海辺の自然学校inキワラ】



▲ビーチコーミング

【小松島港湾における環境学習】



No	93	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 15 -	再掲箇所番号	- - -

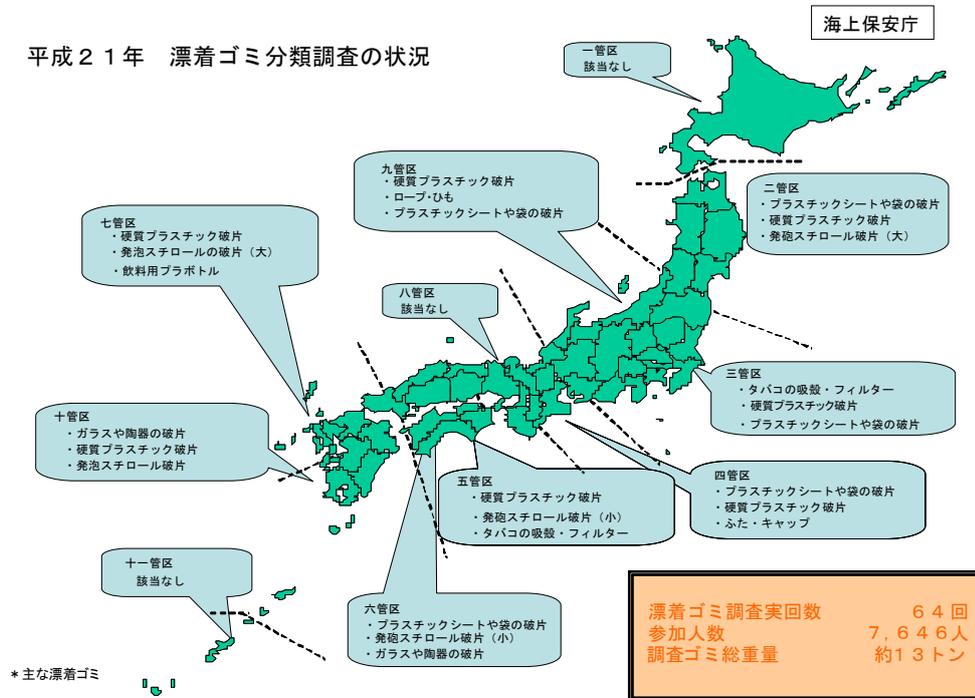
施策名 一般市民への海洋環境保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査の概要

担当部局 海上保安庁警備救難部環境防災課

海洋環境保全思想のための指導・啓発活動の一環として主に小学生及び中学生を含む一般市民を対象とした、漂着ゴミの分類調査を実施し、海洋環境保全思想のさらなる普及啓発を図っている。結果は以下のとおり。

施策の概要

平成21年 漂着ゴミ分類調査の状況



瀬戸内海関係地域での実施事例

上記(施策の概要)、平成21年度全国漂着ゴミ分類調査結果六管区参照

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

No	96	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 17 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議の概要
-----	--------------------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課
------	----------------

施策の概要	<p>1) 会議の設置趣旨 健全な水循環系の構築に関する取組を行っている関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が、全体としてより総合的な効果を発揮するために、健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議を平成10年8月に設置し、情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力の推進を図る。</p>
	<p>2) 取組 関係省庁連絡会議を開催しながら、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項についての検討及び整理を行い、平成15年10月にそれまでの議論をとりまとめ、「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として公表した。これは、水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むのかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を示している。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														
項目2										単位	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														
項目3										単位	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度														

No	97【終了】	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 17 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築
-----	--------------------------

担当部局	国土交通省国土計画局海洋計画室
------	-----------------

施策の概要	<p>「21世紀の国土のグランドデザイン」(五全総)では、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する「沿岸域圏管理」に取り組む。そのため、国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用、民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する。なお、沿岸域圏が複数の地方公共団体の区域にまたがる場合には、関係地方公共団体が連携し、特に必要がある場合には、国を含めた広域的な連携により、計画の策定、推進を図る。」とされており、平成12年2月に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定した。</p> <p>また、平成15年にはモデル調査として「モデル瀬戸内海沿岸域圏総合管理システム」をとりまとめた。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>【瀬戸内海沿岸域圏総合管理システムの概要】</p> <p>瀬戸内海沿岸域全体の総合管理の基本的方向を示す広域管理指針と、この指針に基づき個々の沿岸域が策定する地域レベルの沿岸域圏総合管理管理計画の双方が、統一性と整合性を保ちながら総合管理を推進することを基本とした試行的・モデル的な総合管理システムを提案</p> <p>①広域管理指針 広域レベルの多様な主体が参画し設置される広域管理協議会において、総合管理の基本的な方向、広域的対策、地域が総合管理を実践するための基本的な考え方として策定</p> <p>②沿岸域圏総合管理計画 個々の沿岸域において多様な主体が参画し設置される沿岸域圏総合管理委員会において、広域管理指針を踏まえ、地域主導の合意形成によって、ゾーニングを柱とする計画として策定し、管理を実践</p> <p>ゾーニングの例：環境保全ゾーン、環境修復ゾーン、産業活動促進ゾーン等</p> <p>※広島県福山市沿岸において自治体独自の勉強会がなされたところ</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ														
項目1											単位		対象地域	
年度														
項目2											単位		対象地域	
年度														
項目3											単位		対象地域	
年度														

第8回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS8)

開催計画の概要

- 1 開催期間: 2008年10月27日～30日
- 2 開催地: 中国・上海市
- 3 会場: 上海光大会展中心国際大酒店
- 4 メインテーマ: 「河川集水域と河口域の調和 (Harmonizing River Catchment and Estuary)」(仮訳)
- 5 主催・共催団体等:
主催: 華東師範大学、中国環境科学研究院、国際エメックスセンター
後援: 中国国家自然科学基金委員会、上海科学技術委員会、国家環境保護部、
国家海洋局、長江水利委員会、中国科学院
協力: アモイ大学、中国海洋大学、南開大学、中国気象局国立気候センター、
上海市環境局、上海市海洋局、WWF上海 他

6 主要トピック

- ① 地球温暖化の下での環境脆弱性
河口域の脆弱性と環境政策、沿岸域の都市化—都市河川の変化と回復
有害物質評価—10年・100年スケール、統合的な河川の管理
- ② 集水域と沿岸域の統合管理
水質管理、総量削減、湖沼の環境と対策、統合沿岸管理と将来展望
- ③ 地形変化: 集水域から沿岸海域へ
大河川の河口海域への流入、水文学・地球化学・生物学的プロセス、
アジアのメガデルタ、堆積物の移動、河川のパターンと集水域の反応
- ④ 新しいアプローチ
リモートセンシングとGISの応用、モニタリングとモデリング、
学際的な手法・プロセス
- ⑤ 社会的責任と意識向上
教育と市民参画、学生の参加

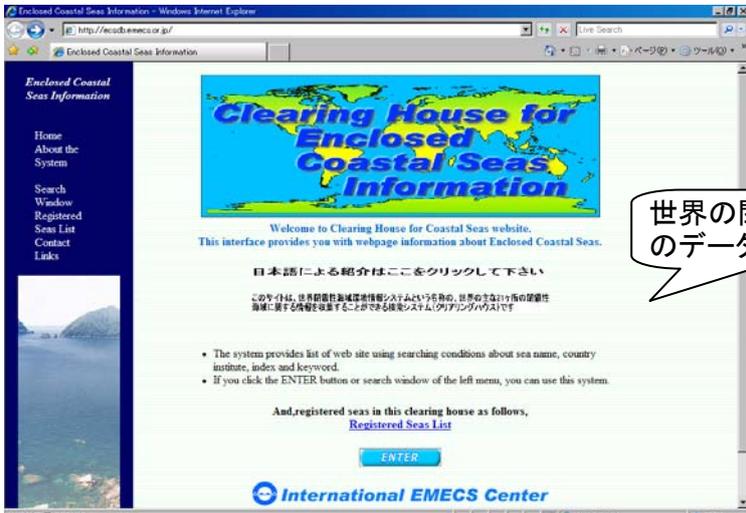
No	101	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 18 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	世界の閉鎖性海域のデータベースの概要
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

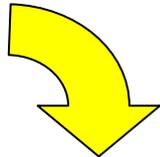
施策の概要	<p>(背景)</p> <p>閉鎖性海域は、その物理的な形状から汚染物質が蓄積しやすい特性があるとともに、港湾、漁港、漁場あるいは憩いの場として多岐にわたる利用がなされており、海域への人為的負荷が大きい。また、海域の連続性、海流の存在等から閉鎖性海域の問題は、一国の国内の問題にとどまらず関係各国が強調して対応する必要があるなど、水質の改善などその環境保全はグローバルな共通の課題となっている。</p> <p>これら閉鎖性海域の環境改善のための施策を推進するためには、水質に関する知見はもとより、生物、景観、土木等の多様な分野の調査・研究・技術情報の蓄積・情報提供体制の構築、情報の共有化とともに、これらに基づいて国際的な協調の下に実施していくことが重要となっている。</p> <p>しかしながら、各国の閉鎖性海域においても様々な試験研究機関や大学等で、水質、水文、生物、景観、土木等の自然科学、文学、歴史、法律等の人文科学の各分野で閉鎖性海域に関する多種多様な研究がなされているものの、現状では関連なく個別の研究が実施される傾向にあり、閉鎖性海域の環境保全施策の有効な展開に結びついていない。</p> <p>(事業内容)</p> <p>研究所・行政・市民・事業者の連携の強化が必要であるという観点から、各分野の調査・研究・技術開発成果等の情報の共有化を図るため、(財)国際エメックスセンターに委託して、平成13年度より閉鎖性海域環境情報データベースの構築を進めているところである。</p> <p>(データベースの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリアリングハウスによる海域、国、作成機関等をキーワードとした情報の検索 ・現在、チェサピーク湾、バルト海、瀬戸内海、タイ湾、北海、黒海、地中海、渤海、メキシコ湾、サンフランシスコ湾、ペルシャ湾、黄海の検索が可能 <p>※URL: http://ecsdб.emeccs.or.jp/</p>
	<p>瀬戸内海関係地域での実施</p>

進捗状況を示すデータ	
------------	--

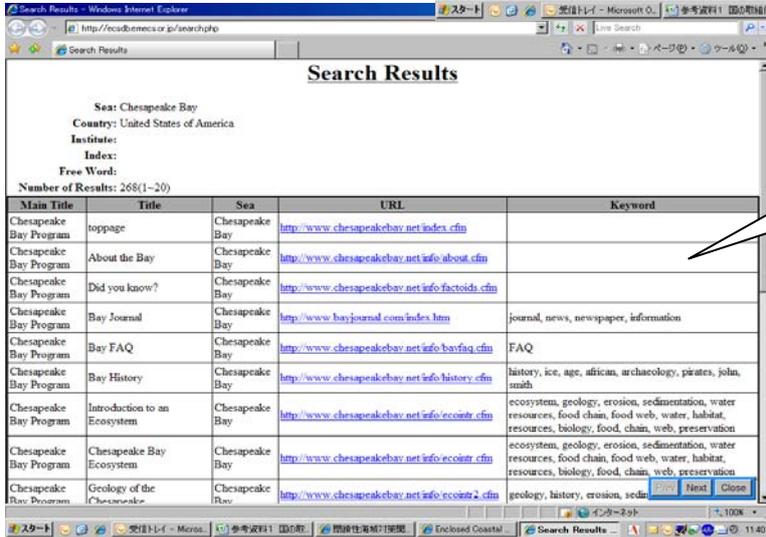
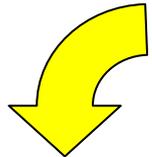
項目1	単位	対象地域
年度		
項目2	単位	対象地域
年度		
項目3	単位	対象地域
年度		



世界の閉鎖性海域のデータベースにア



検索条件を入力



関連する情報のリストに到達

世界の閉鎖性海域のデータベースの操作画面